

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長



微量 PCB 含有電気機器の課電自然循環洗浄法について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、今般、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油を含有している使用中の電気機器（以下「微量 PCB 含有電気機器」という。）を洗浄する技術である課電自然循環洗浄法について、環境保全と電気保安を確保した浄化手順等を明確化するため、経済産業省及び当省において、別添のとおり「微量 PCB 含有電気機器課電自然循環洗浄実施手順書」（以下「手順書」という。）を取りまとめたところである。

については、手順書に基づいて課電自然循環洗浄法により洗浄された微量 PCB 含有電気機器の取扱いについては、次の点に留意いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 微量 PCB 含有電気機器が手順書に基づき課電自然循環洗浄法により洗浄されたときは、電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）第 4 条の規定により、これを設置する者は、当該微量 PCB 含有電気機器が設置されていた場所を管轄する産業保安監督部長（原子力発電工作物たる微量 PCB 含有電気機器にあつては、原子力発電工作物に係る電気関係報告規則第 4 条の規定により、経済産業大臣及び原子力規制委員会）に対して、ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物廃止届出書を届け出ることとなるが、本届出が適正に行われた機器（以下「課電洗浄完了機器」という。）が廃棄物となったものは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特措法」という。）第 2 条に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条の 4 第 5 号に規定する廃ポリ塩化ビフェニル等及びポリ塩化ビフェニル汚染物に該当しないものであること。

また、課電洗浄完了機器であることは、当該機器を設置する者が手順書 3. により保管した記録を閲覧する又は産業保安監督部等に問い合わせることにより確認できること。

なお、課電洗浄完了機器は、PCB 特措法第 8 条により届出されるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係るポリ塩化ビフェニル使用製品の状況の記載対象から除かれるものであること。

2. 手順書2. (2)により抜油された微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油及び当該油が付着した汚染物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物として、適正に処理する必要があること。
3. 課電洗浄完了機器が廃棄物となったものについて、当該廃棄物を構成する油含浸性の紙及び木製の部材については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物には該当しないものの、廃油を含む廃棄物として、適正に焼却する必要があること。